

(別紙67)

年 月 日

療養食加算に係る届出書

事業所名		異動等区分	1新規 2変更 3終了
施設種別	1 短期入所生活介護 3 (地域密着型)介護老人福祉施設 5 介護医療院	2 短期入所療養介護 4 介護老人保健施設	

(体制要件)	
①食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されている。	有・無
②利用者等の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われている。	有・無
③食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する事業所において行われている。	有・無